

議案第18号

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市公共下水道使用料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成31年2月20日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

宇治市公共下水道使用料条例（昭和61年宇治市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市公共下水道使用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用であつて、同日以後に初めて公共下水道使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る公共下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。